

社会福祉法人コスモス福祉会 役員等報酬等支給基準

社会福祉法人コスモス福祉会

社会福祉法人コスモス福祉会における理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下役員等という。）に対する報酬等支給基準については次のとおり定める。

記

- 1 役員等に対する報酬については、無報酬とする。